

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
51	意見	県内における県産品統一キャンペーン事業費	<p>[平成22年度事業の事業効果について]</p> <p>駅弁のJR駅構内での販売については、販売スペースが限られていることはそれ自体が問題ではないと考える。その結果、作る弁当の数が限られてしまうことにある。</p> <p>新青森駅は青森の新しい顔であり、ここでの対応は県による販売姿勢そのものを象徴していると捉えられ兼ねないことはもっと認識しなければならない。限られた販売スペースにおいて売れ残りが生じないように事業者が作る弁当の数が保守的になることも理解できるが、「作る側の理屈」を考慮しすぎると今現在の顧客のみならず将来の顧客をも逃してしまう。平成22年度における本事業が無駄にならないような対策を講じる必要がある。</p>	<p>平成24年度における駅弁販売会においては、売り切れ時間帯の縮小のための取組として、①前回販売の動向を見極めた駅弁の仕入れに努めること、②消費期限が長い(24時間対応のもの:通常は12時間)駅弁を閉店時間までに確実に商品を置くことにより、閉店前の完売を回避することとした。</p>	総合販売戦略課
54	結果	商品アイデンティティ確立支援事業費	<p>[事業成果の把握について]</p> <p>平成22年度の事業の取組実績としては、予算段階で計画した項目について概ね実施されているが、それに比べると事業成果の把握が弱いのではないかと思われる。</p> <p>本事業の目的は商品のアイデンティティを確立し、買ってもらえる商品づくりであるため、テイスティングやクリニックを受けた商品がどの程度、店頭に並び、実際にどの程度売れたのかについて把握することが重要である。県としては事業費を負担して商品づくり等の支援をした立場にあり、その成果情報は当然入手し、次の施策や事業に生かしてゆくべきである。</p> <p>今後、事業の成果に関する情報を十分把握することが必要であり、それを含めて事業計画を策定すべきである。</p>	<p>事業で開発された商品等については、その後の販売状況等について聞き取り調査を進め、リストを整理しており、今後の事業等へ生かしていくこととした。</p>	総合販売戦略課
54	意見	商品アイデンティティ確立支援事業費	<p>[複数事業で連携して委託する場合の留意点について]</p> <p>首都圏消費者の評価と県内消費者の評価の委託先は別々の会社であり、前者は本事業の委託として契約しているが、後者については「消費者起点県産品資源発掘ビジネスモデル創出事業費」における委託の一環で実施している。また、首都圏消費者評価に係る委託先との契約金額は924千円であるが、本事業の予算750千円と、「あおもり食産業首都圏販路確立事業費」の予算174千円を併せて使用している。</p> <p>「消費者起点県産品資源発掘ビジネスモデル創出事業費」と「あおもり食産業首都圏販路確立事業費」は、共に商品発掘や販路拡大を目的としてマーケティングリサーチや消費者評価の実施を含んでおり、本事業と連携することについて違和感はない。同様の委託を別々に重複して行うよりも経済的である。</p> <p>しかし一方で各事業がそれぞれ独立した目的を持ち、立ち上げられていることも事実である。あくまで本事業の目的を達成するために必要な事項を委託内容として明確にすることが重要である。</p> <p>今後、複数の事業が連携して委託を行う場合、それぞれの事業に係る委託の目的や内容が曖昧にならないように仕様書の策定や委託先の管理において、十分留意する必要がある。</p>	<p>複数の事業が連携する場合は、事業間の関連性に留意し、計画当初から事業の趣旨に沿った目的や内容が明確になるよう仕様書を策定し、委託先の管理に十分留意することとした。</p>	総合販売戦略課
55	意見	商品アイデンティティ確立支援事業費	<p>[事業単位の経費管理の改善について]</p> <p>各事業は個々に目的をもって設定されているものである限り、その成果とともに、費やされた経費については事業単位で算出して評価する必要がある。</p> <p>また、年度途中においても事業ごとの予算の執行状況を適時に把握できれば、目的の達成に向けた柔軟かつ機動的な対応がより一層可能になると思われる。</p> <p>したがって、事業の実態を正確に示す決算額や年度途中の執行額の把握は重要であり、事業単位で適切かつ効率的な経費管理が行われるように、これまでの仕組みを見直すことが望ましい。</p>	<p>予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。</p>	総合販売戦略課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
58	意見	あおり食産 業首都圏販路 確立事業費	<p>[営業活動の仕組みについて]</p> <p>ア. 限定された人員で幅広い青森県産品の販路拡大というミッションを効果的に遂行するにはアプローチ先の色分けがポイントとなる。既存及び今後のアプローチ先全体を一覧化し、県の方針や交渉状況を踏まえて、優先順位付け、あるいはランク付けを行う。アプローチの頻度や方法はその色分けを踏まえて効果的に行うことが考えられる。</p> <p>イ. 営業における方針、実施、報告・分析、フィードバックといういわゆるPDCAサイクルは従来から行われているが、さらに工夫の余地はある。たとえば、東京からの営業報告の書式で営業計画の進捗状況がわかるようにする、東京から総合販売戦略課への依頼事項や東京からの指示とその対応状況についての記録を残す、また、営業会議を単なる情報共有だけでなく、計画に対して実績を分析し、次の方針を定め、承認する場としての機能を向上させることなどである。</p> <p>ウ. 本事業では、サンプル提供や産地訪問、フェア開催などが行われている。また、総合販売戦略に係る他の事業でも、同様に多様な手法を用いて販路開拓や商品づくりを支援している。既存の営業手法の効果等について分析するとともに、情報ネットワーク等を利用した新たな営業手法なども積極的に取り入れ、営業手法をより効果的に使い分けていくことが求められる。</p> <p>エ. 営業活動には、青森県の農林水産物及びその加工品を含む幅広い産物や商品に関する最新の知識とともに、生産、収穫から加工、物流、販売に至る各プロセスに関する専門的、技術的な知識が必要になる。今まで以上に、職員の知識習得の機会を拡大するとともに、組織的な役割分担やバックアップにより、全体として専門性の向上を図っていくことが考えられる。</p> <p>オ. 県の場合、民間企業の販売額のように達成すべき目標を定量的に設定しづらい面があることは確かであるが、できるだけ営業活動の直接的な成果を測定できる定量的な指標と目標値を設定することが望ましい。目標が明確になれば、その達成のための戦略や手段も検討しやすくなる。その目標を達成するためには、どういう県産品に重点をおき、どういう相手先をターゲットとして、どうアプローチするのかなどについて方針を定め、予算や人的資源をより効果的に配置していく必要がある。</p>	<p>ア 平成24年度から実施している県産品販路分析・開拓推進事業において販路開拓に係るアドバイス業務をコンサルティング会社に委託しており、そのアドバイスを参考に県産品への関心の高さ・取引可能性の高さを優先しアプローチ頻度を定めることとした。</p> <p>イ 取引先との打合せ結果は「業務日報」として東京と青森のパソコン上で速やかに情報共有することとし、定例の会議では、事業の進捗・予定についても打合せを行い、現状確認や今後の方向性についてスタッフ全員により確認することとした。</p> <p>ウ 事業実施にあたりコンサルティング会社のアドバイスを受けながら取引先へのアプローチを行うこととした。</p> <p>エ 平成24年度は東京・青森双方のスタッフの知識を迅速に高めるため、年度早々に産地調査を集中的に実施し、情報収集に努めることとした。</p> <p>オ 定量的な目標設定について検討するため、産地側に対しての販売額を確認することに努めることとした。</p>	総合販売戦略課
59 (55)	意見	あおり食産 業首都圏販路 確立事業費	<p>[事業単位の経費管理の改善について]</p> <p>各事業は個々に目的をもって設定されているものである限り、その成果とともに、費やされた経費については事業単位で算出して評価する必要がある。また、年度途中においても事業ごとの予算の執行状況を適時に把握できれば、目的の達成に向けた柔軟かつ機動的な対応がより一層可能になると思われる。</p> <p>したがって、事業の実態を正確に示す決算額や年度途中の執行額の把握は重要であり、事業単位で適切かつ効率的な経費管理が行われるように、これまでの仕組みを見直すことが望ましい。</p>	<p>予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。</p>	総合販売戦略課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
61	意見	県産農水畜産物消費宣伝躍進事業費	<p>[補助金の対象団体や交付金額の見直しについて]</p> <p>平成22年度の対象団体の選考過程や実績報告などの手続きをみた限りでは、特に大きな問題はみられなかったが、補助金申請に係る競争の仕組みがうまく機能しているかなどについては疑問が残る。</p> <p>平成18年度以降の補助金交付の状況を見ると、各団体の補助金額に事業計画の企画力や斬新性の評価結果が反映されているとは言えない状況である。実態は6団体に限定して一定割合が継続して交付される性格の補助金となっている。</p> <p>総合販売戦略を実質的に推進していくには、本事業のように関係団体の取組を含めて総合的に進める必要があり、関係団体の宣伝活動を支援する本事業の趣旨自体は一定の合理性が認められる。ただし、交付先や金額等が硬直的になっている面が見られるため、仮に平成24年度以降も類似の補助金事業が継続する場合、従来の補助金の交付金額と各団体の実績、事業効果を分析し、補助金額と対象事業の妥当性を改めて確認することなどに留意して進めることが望ましい。</p>	<p>当該事業を継承する「あおりり産品消費宣伝活動促進事業」において、</p> <p>① 事業対象を農畜水産物に加え、その加工品まで拡大</p> <p>② 事業を選考する事業推進委員会の機能強化(1回目で事業内容に対するアドバイスを実施、2回目でブラッシュアップした計画への更なるアドバイスを実施)</p> <p>③ 実績報告書に事業内容毎の事業効果を記入させ、効果を検証などを実施することとした。</p>	総合販売戦略課
64	意見	青森県産品販売拡大ステップアップ事業費	<p>[県の関与の仕方に係る留意点について]</p> <p>これまでの取組において特に問題が見られたということではないが、今後、さらに販路開拓等について展開する場合、県としての関与の仕方について、次のような点に留意することが必要であると考えます。</p> <p>ア. 民間主導、イ. 公平性、ウ. 有効性、エ. 戦略性、オ. 成果情報の入手、共有</p>	<p>県では、従前から民間主導、公平性、有効性、戦略性、成果情報の入手・共有について、意識しながら事業を進めてきたところであり、今後とも留意していく。</p>	総合販売戦略課
65 (55)	意見	青森県産品販売拡大ステップアップ事業費	<p>[事業単位の経費管理の改善について]</p> <p>各事業は個々に目的をもって設定されているものである限り、その成果とともに、費やされた経費については事業単位で算出して評価する必要がある。</p> <p>また、年度途中においても事業ごとの予算の執行状況を適時に把握できれば、目的の達成に向けた柔軟かつ機動的な対応がより一層可能になると思われる。</p> <p>したがって、事業の実態を正確に示す決算額や年度途中の執行額の把握は重要であり、事業単位で適切かつ効率的な経費管理が行われるように、これまでの仕組みを見直すことが望ましい。</p>	<p>予算執行に当たっては、関係書類に細事業名を必ず記載することとした。</p>	総合販売戦略課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
68	結果	三八地域農商工ネットワーク形成事業費	<p>[事業目標の明確化と適切な事業計画、予算の設定について]</p> <p>平成22年度の4つの細事業の予算の執行率は41.1%である。決算額には、予算算定時に想定されていない共通的な経費も含まれており、事業に直接関わる経費に限ると予算の執行率はさらに低くなるものと推定される。また、事業に直接関わる経費のうち、中止となった地域資源活用フェアに係る委託料548千円(4細事業全体決算額の22.7%)は具体的な実績につながっていない。</p> <p>予算の執行率は高ければ良いというものではない。効率的な取組によって予算よりも少ない経費で事業目的を達成できるのであれば、むしろ望ましい。また、予算の編成時期とその執行時期にはタイムラグがあるため、実際の取組内容が当初計画から変わってくることは十分考えられることである。ただし、果たして事業目的は達成できたのかという疑問は残る。第三者からみて、その疑問を解消できないのは、事業目的を達成するために設定された目標が必ずしも明確ではないからだと思われる。もう少し具体的に、本事業による到達目標を設定すべきである。</p> <p>一方、仮に今回の取組でも事業目的を達成できたとする場合、そもそも当初の事業計画や予算の設定が適切ではなかった可能性もある。予算の4割程度の執行で済むのであれば、当初の計画や予算が過大であったことになる。平成22年度予算では、前年度途中までの状況を踏まえた見直しの跡がほとんど見られない。</p> <p>事業目標を十分に踏まえた適切な事業計画の策定と、最小限の経費の見積、そして継続事業の場合は前年度までの状況を踏まえた柔軟な予算の見直しが必要である。</p> <p>今後同様の事業においては、適切な計画や予算の設定に向けて、地域県民局と総合販売戦略課の連携をより一層強化する必要があり、目標や計画の達成に関する責任の所在が曖昧にならないように十分留意することが求められる。</p>	<p>当該事業は平成22年度で終了したが、新規事業の立案に当たっては、事業の到達目標を明確に設定し、適切な事業計画の策定と最小限の経費の見積を行うこととした。</p> <p>また、事業の目標や計画の達成に向けて、引き続き本庁と地域県民局の連携に取り組んでいく。</p>	総合販売戦略課 三八地域県民局 地域連携部
71	結果	食産業クラスター形成推進事業費	<p>事業の実績については、概ね計画に沿って事業が実施されたことが伺える。</p> <p>事業をきっかけとした取組や取引、販売などの成果があると思われるが、県としては必ずしも具体的な情報を幅広く収集できているわけではない。また、事業目的に掲げられている地域の産学官金のネットワークの強化や、首都圏と連携した地域特産品の商品力向上など、県のその後の事業の中で継続的に情報を収集する仕組みは整備されていない。事業実施がその後どのような成果につながっていくのかについて、幅広く継続的にフォローすることが必要である。</p> <p>地域のネットワークについて情報を収集することが重要である。それによって、本来の意味での本事業の成果を評価することが可能となる。今後の県の関与の仕方についての検討材料となり、次の事業にも活かすことができる。また、事業によってできたネットワークや蓄積された情報、ノウハウを県庁内で共有し、活用できるようにする意味でも事業後の成果情報の収集が必要となる。</p> <p>継続事業では後年度事業の取組として、また、事業終了後も別の関連事業や事業外の取組としてフォローするなど、継続的な情報収集の仕組みを検討することが望ましい。事業の担当者が交代する場合も事業成果のフォローについて継続的に取り組めるように留意して引継を行うことなどが考えられる。</p>	<p>当該事業は平成23年度で終了したが、管内市町や民間団体において、食のブランド化等新たな付加価値の創出に向けた取組が開始されていることなどを踏まえ、当地域の地域づくりの総合的検討を行う西北五活性化協議会等を活用して、地元優良食材の情報発信や、食材活用、食関連産業のネットワーク化等に関する情報収集に努めていくこととした。</p>	総合販売戦略課 西北地域県民局 地域連携部

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
75	結果	エネルギーギッシュ食の北上結集事業費	<p>[事業目標の明確化と適切な事業計画、予算の設定について]</p> <p>平成22年度の4つの細事業の予算の執行率は58.3%である。予算・決算の全額が負担金である「おいらせ発！エネルギーギッシュ野菜活用推進事業費」を除くと、予算執行率は37.6%である。</p> <p>予算の執行率は高ければ良いというものではない。効率的な取組によって予算よりも少ない経費で事業目的を達成できるのであれば、むしろ望ましい。また、予算の編成時期とその執行時期にはタイムラグがあるため、実際の取組内容が当初計画から変わってくることは十分考えられることである。</p> <p>ただし、果たして事業目的は達成できたのかという疑問は残る。それは、事業目的を達成するために設定された目標が必ずしも明確ではないからだと思われる。目標が明確になれば事業計画(手段)を変更しても達成できたかどうか判断できる。もう少し具体的に本事業による到達目標を設定しておくべきである。</p> <p>一方、仮に今回の取組でも事業目的を達成できたとする場合、そもそも当初の事業計画や予算の設定が適切ではなかった可能性もある。「おいらせ発！エネルギーギッシュ野菜活用推進事業費」を除くと、予算の4割程度の執行で済むのであれば、当初の計画や予算が過大であったことになる。</p> <p>事業目標を十分に踏まえた適切な事業計画の策定と、最小限の経費の見積、そして継続事業の場合は前年度までの状況を踏まえた柔軟な予算の見直しが必要である。</p> <p>今後同様の事業においては、適切な計画や予算の設定に向けて、地域県民局と総合販売戦略課の連携をより一層強化する必要があり、目標や計画の達成に関する責任の所在が曖昧にならないように十分留意することが重要となる。</p>	<p>当該事業は平成22年度で終了したが、新規事業の立案に当たっては、事業の到達目標を明確に設定し、適切な事業計画の策定と最小限の経費の見積を行うこととした。</p> <p>また、事業の目標や計画の達成に向けて、引き続き本庁と地域県民局の連携に取り組んでいく。</p>	総合販売戦略課 上北地域県民局 地域連携部
78	意見	消費者起点県産品資源発掘ビジネスモデル創出事業費(ふるさと雇用)	<p>[独自の目的、目標に基づく事業単位の設定について]</p> <p>本事業は、実質的には、他事業の目的を達成するために必要な業務の一部を担っている形である。本事業の地域特産品ブランド化やビジネスモデル創出などの事業目的は幅広い概念であり、他事業の目的や取組もそれに含まれるとも言えるが、やはり本事業独自の目的や目標が曖昧となっていることは否めない。</p> <p>単独では目標の達成度や成果を評価しづらい。成果に対する経費負担も明確とは言えないため、費用対効果の観点から評価することが難しい。連携しているそれぞれの事業にとっても本事業の予算で賄っている部分があるため、事業を評価する際には同様の課題が生じることになる。</p> <p>ふるさと雇用再生特別基金を活用するための事業としてやむを得ない側面があることは理解できるが、本来は、目的や目標を明確に設定し、その達成に必要な取組のセットを事業単位とすべきである。</p>	<p>平成24年7月2日に事業実施主体を調査し、活動実績及び連携事業との関連性等を把握した。</p> <p>今後同様の事業を行う場合、計画当初から目的や目標を明確に設定するよう十分に留意することとした。</p>	総合販売戦略課
80	意見	地域ブランド商品の芽発掘・販路開拓事業費(ふるさと雇用)	<p>[適切な実施報告について]</p> <p>本委託事業の成果品として、委託先から提出されている実施報告書は、仕様書に沿って項目立てがなされているが、それぞれ1~2ページずつで計13ページである。内容も具体的ではなく、3名がフルタイムで1年間執務した結果の報告としては必ずしも十分とは言えない。</p> <p>月次の実施計画報告書からは委託先でいろいろな活動がなされていたことがうかがえるため、県はこれらの活動実績や成果を記載させて報告させる必要がある。また、地域ブランド商品の芽発掘、販路開拓という、雇用創出以外の事業目的を踏まえ、県としても委託料に見合う成果を確実に入手する必要がある。</p>	<p>平成22年度事業に対する意見を踏まえ、委託先への指導の結果、平成23年度事業については、平成24年4月10日に活動実績や成果が具体的に記載された実績報告書及び詳細な調査結果等が提出された。</p>	総合販売戦略課 東青地域県民局 地域連携部

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
84	意見	「あおもり北彩館」東京店に関する事業	<p>〔「管理運営業務委託」における実績報告書の提出〕</p> <p>業務の実績については、定期的に「営業日報」が提出されている。一方、年度全体に関する実績の報告はない。「営業日報」を集計したものが年度の事業結果ということもできるが、業務委託契約書を締結した以上、本来は委託内容（青森県産品の販売、店舗イベントの開催など）に関する年度全体の実績について事業実績報告書を提出させる必要があると考える。また、そのために、契約書にも事業実績報告書の提出に関する項目を加える必要があると考える。</p>	平成24年度から業務委託契約書に事業実績報告書の提出に関する項目を加え、業務終了後に提出させることとした。	総合販売戦略課
85	意見	「あおもり北彩館」東京店に関する事業	<p>〔今後の契約の在り方〕</p> <p>契約上、青森県物産振興協会は、青森県産品の販売、店舗イベントの開催、青森県産品に係る営業活動の実施、青森県産品に係る顧客の評価等の把握及び商品性向上のための指導・助言等並びにその他店舗運営について有益な業務の実施を無償で行うことになっており、その代わり、店舗運営に係る収入や通常経費は青森県物産振興協会に帰属するとしている。本来であれば店舗運営に係る収入で賄うのは、青森県産品の販売及び店舗イベントの開催についてでありその他については、青森県が有償で委託すべき性質のものとも考えられる。一方、家賃は店舗収入で賄い、収支の状況によっては、県が補助金等で補てんするのが適正な形と考える。</p> <p>アンテナショップ本来の業務については、有償でも実施させる必要がある。特に、青森県物産協会は今後組織再編され、アンテナショップの運営は採算が重視される会社へと移行される予定となっている。青森県としては、そのような状況になった場合にも、収入の増加は見込めないがアンテナショップの目的として重要な業務を着実に実施させる必要があると考える。そのために、委託業務の内容を精査した上で、無償で実施させる業務と有償で実施させる業務の区分を行うことが望まれる。</p> <p>その上で、青森県としては委託業務に関する適当な委託料を検討する必要がある。</p>	平成24年度においてアンテナショップ「あおもり北彩館」の機能強化を目的とした調査を予定していることから、本調査（顧客満足度や改善・強化点の把握等）や他県アンテナショップの運営実態を踏まえて、あおもり北彩館の機能や委託業務の内容について、平成24年度からの運営者である（株）あおもり北彩館及び（社）青森県物産振興協会と協議している。	総合販売戦略課
87 (84)	意見	みちのく夢プラザ（福岡のアンテナショップ）に関する事業	<p>〔「管理運営業務委託」における実績報告書の提出〕</p> <p>実績報告書の提出を義務付けていないが、委託事業が着実に達成されたかを確認する意味においても実績報告書を提出させることが望ましい。また、そのために、契約書にも事業実績報告書の提出に関する項目を加える必要があると考える。</p>	平成25年度から業務委託契約書に事業実績報告書の提出に関する項目を加え、業務終了後に提出させることとする。	総合販売戦略課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
88	意見	みちのく夢プラザ(福岡のアンテナショップ)に関する事業	<p>[現在の業務実施体制について]</p> <p>北東北三県福岡合同事務所運営協議会は、みちのく夢プラザの管理運営については、自ら経費を支出する他、主に人件費についてみちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会に委託している。みちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会は、実際には自ら業務を実施するわけではなく、そのまま業務委託している。みちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会を通して、委託する理由は、岩手だけではなく青森県と秋田県の物産振興に関する外郭団体の店の運営の一部を担わせようとするためと思われる。</p> <p>現状のような体制となったのには相応の理由はあるが、体制が複雑になっていることは確かである。また、北東北三県福岡事務所運営協議会とみちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会との契約書によると、「委託業務の全部又は一部を(再)委託し、又は請け負わせてはならない。」とされている。これは、北東北三県福岡事務所運営協議会の書面によって承認を得た場合には、この限りではないとされているが、全ての業務をそのまま再委託することは問題と考える。</p> <p>北東北三県福岡合同事務所運営協議会とみちのく夢プラザアンテナショップ運営協議会の2つの協議会がある意味を再整理する必要がある。その上で、どちらかに業務を集約するか今後も2つの協議会を活用するのであれば業務分担を明確にする必要がある。また、今後も2つの協議会を活用するのであれば、大阪のアンテナショップの体制の違いを明確にする必要がある。</p>	三県合同事務所及びアンテナショップ運営協議会の構成員とともに、アンテナショップ運営協議会の役割、あり方について協議し、みちのく夢プラザ運営業務については、平成25年度から三県協議会から岩手県産(株)に直接委託することとしている。	総合販売戦略課
90(84)	意見	jengo(大阪のアンテナショップ)の事業について	<p>[「管理運営業務委託」における実績報告書の提出]</p> <p>実績報告書の提出を義務付けていないが、委託事業が着実に達成されたかを確認する意味においても実績報告書を提出させることが望ましい。また、そのために、契約書にも事業実績報告書の提出に関する項目を加える必要があると考える。</p>	平成24年4月1日付けで契約書を変更し、平成24年度分から委託事業が着実に達成されたことを確認できる実績報告書を提出させることとした。	総合販売戦略課
90	意見	jengo(大阪のアンテナショップ)の事業について	<p>[今後の契約の在り方]</p> <p>契約上、アンテナショップの管理業務と北東北三県の県産品の物産販売店舗の運営業務を無償で実施することになっており、その代わり、原則店舗運営に係る収入や通常経費は受託先に帰属するとしている。ただし、売上高の0.5%に相当する額を受託者は三県に対してそれぞれ支払うことになっており、また水道光熱費について受託者は3分の1のみの負担となっている。背景としては、当該店舗の採算は他の2店舗(東京、福岡)に比べて悪いため、赤字部分を三県が補っている意味合いがある。</p> <p>Jengoの業務委託契約では、あおもり北彩館東京店における青森物産振興協会に対する業務委託契約と違い、店舗における販売業務に特化したものとなっている。これは、青森県物産振興協会と違い民間会社に対してアンテナショップの本来業務の実施まで期待できないという趣旨であると思われる。</p> <p>しかしながら、本来であれば、アンテナショップを十分発揮する意味においても、これらの業務を実施する意義は大きい。青森県は他の二県と調整の上、有償でもこれらの業務を委託先に対して実施させる必要がある。</p>	現在、岩手県、秋田県とともに、これまでの効果の検証や今後のあり方についての検討を行っており、その中で、店舗イベントの開催、県産品に係る営業活動の実施、顧客の評価等の把握などの業務の実施及びその方法等について、岩手県、秋田県、運営者と協議している。	総合販売戦略課
91	意見	jengo(大阪のアンテナショップ)の事業について	<p>[今後の運営について]</p> <p>現在、jengoは店舗における販売業務については厳しい採算状況となっており、今後何らかの対応が望まれるところである。平成24年度については、委託先の水道光熱費の負担を3分の1から5分の1へ引き下げて対応することとしているが、平成25年度以降について、店舗の運営も含めて未定となっている。今後の業務運営改善に向けた努力が必要と考える。</p>	現在、岩手県、秋田県とともに、これまでの効果の検証や今後のあり方についての検討を行っており、あわせて運営改善についても協議している。	総合販売戦略課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
92	意見	産地直売施設機能強化推進事業費(ふるさと雇用)	<p>[継続雇用について]</p> <p>ふるさと雇用再生特別基金事業においては、事業終了後の継続雇用は義務ではないが、継続雇用が望ましいことは明らかである。また、仕様書においても「継続的な雇用機会の創出を図るための事業であるため、雇用期間終了後において、引き続き雇用すること又は委託事業の経験を活かして安定した雇用に繋がるように配慮すること」と明記している。</p> <p>青森県としては、事業終了後にどの程度継続雇用されているかについては、事業効果を判断する材料とする意味においても十分に確認する必要がある。</p>	雇用状況一覧を提出させ、継続雇用の状況を確認した。	総合販売戦略課
93	意見	産地直売施設機能強化推進事業費(ふるさと雇用)	<p>[事業の目的とふるさと雇用について]</p> <p>本事業が目的を達したか否かについては、事業終了後も青森県物産振興協会によって産地直売施設における本事業及び雇用が継続しているかどうかで事後的に判断できると考える。また、ふるさと雇用再生特別基金事業の目的は、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることであり、事業実施の要件として「今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること」が求められている。</p> <p>事業終了後に青森県物産振興協会がサポーターを継続して雇用していない又は少ない場合には、民間主導による産地直売施設の情報発信の定着という目的が達成されていないとも解釈されるので、青森県としては、事業目的が達成されているかどうかを判断する意味においても事業終了後の状況について十分フォローを行う必要がある。</p>	<p>青森県物産振興協会が、事業終了後も半数以上のサポーターを雇用継続していること、また、統一的な情報発信を行うため、コーディネーター3名のうち2名を正規雇用したことを確認した。</p> <p>また、今後も定期的に継続雇用の状況等を確認していくこととした。</p>	総合販売戦略課
95	意見	産直・給食コーディネータ支援事業費(ふるさと雇用)	<p>[実績報告について]</p> <p>本事業の委託契約書によると、受託事業者は事業実施の成果として、「雇用状況実績報告書」及び「経費精算書」の提出を義務付けている。これらは、雇用機会の創出を測る資料としては有用と考えるが、学校給食における県産食材の利用率が向上のために何をしたかについては、これらの成果物では測ることができない。これらの目的が達成されたかどうかについては、コーディネーターによる生産計画や出荷計画の作成状況やサポーターによる業務補助の実績をまとめた報告書を提出させ、それを確認する方法以外はないものと思われる。</p> <p>本事業は、平成23年度までの事業であるが、青森県としては今後事業の総括として、3年間の事業の実績を報告させる必要がある。</p>	受託事業者に3年間の事業の実績を提出するよう依頼し、平成24年4月末までにすべての受託事業者から報告書が提出された。	総合販売戦略課
96	意見	青森県産品情報発信等推進員配置事業費(ふるさと雇用)	<p>[本事業の目的]</p> <p>青森県は、3つの団体に対して、当該団体が新規に雇用する推進員及び企画調整員が県産品情報発信等の業務を実施するよう委託している。これらの業務は、3つの団体の本来業務と重複するか又はその延長線にある部分が多い。</p> <p>当事業は、新たな事業の委託というよりも団体の運営費補助(人件費補助)とみることできる。一方、ふるさと雇用再生特別基金事業は、既存の事業ではなく青森県が企画した「新たな事業」であることが要求される。この点、本事業は基金事業の対象から外れると解釈される恐れもある。本事業はスキームが不明確なのである。</p> <p>青森県としては、契約書で提出が要求される成果物を確実に提出させたいと、それらが団体の既存事業の延長線にあるものではなく、新規事業の成果物であることを明確にしておく必要がある。</p>	提出された成果品を確認した結果、契約書及び仕様書に基づき適正に実施されたことを確認した。	総合販売戦略課



平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
98	意見	青森県産品情報受発信等推進員配置事業費(ふるさと雇用)	[全国農業協同組合連合会 青森県本部(JA全農あおもり)との関係について] 本事業の目的を達成するため最も適した委託先は、JAであると考え。青森県全体での販売力を結集するという意味でも、今後JA全農あおもりとの関係の強化に努める必要がある。	当該事業は平成23年度で終了したが、県ではこれまでもJA全農あおもりとの関係の強化に努めてきたところであり、今後、同様の事業を実施する場合に留意していく。	総合販売戦略課
98(92)	意見	青森県産品情報受発信等推進員配置事業費(ふるさと雇用)	[継続雇用について] ふるさと雇用再生特別基金事業においては、事業終了後の継続雇用は義務ではないが、継続雇用が望ましいことは明らかである。また、仕様書においても「継続的な雇用機会の創出を図るための事業であるため、雇用期間終了後において、引き続き雇用すること又は委託事業の経験を活かして安定した雇用に繋がるように配慮すること」と明記している。 青森県としては、事業終了後にどの程度継続雇用されているかについては、事業効果を判断する材料とする意味においても十分に確認する必要がある。	雇用状況一覧を提出させ、継続雇用の状況を確認した。	総合販売戦略課
100	結果	安全・安心で日本一健康な土づくり農業推進事業費	[低コスト施肥転換実証ほ実績報告書の記載もれについて] 「青森県安全・安心で日本一健康な土づくり農業推進事業 低コスト施肥転換実証ほ設置要領」において、実証区と対照区の土壌診断結果を記載すべきこととなっているが、中南地域県民局から提出された水稻の実績報告書には対照区の土壌診断結果が記載されていなかった。 中南地域県民局の水稻については、施肥方法、作物の生育状況の比較において重要な要素である土壌診断結果が不明である以上、実証区と対照区との正確な比較は困難と思われるが、総合評価は「B:対照区と同等」とされていた。 実績報告書には、対照区の土壌診断結果を記載できなかった理由、及びその記載がなくても総合評価が可能と判断した根拠を明記すべきである。	当該事業は平成22年度で終了したが、今後、同様の実証ほ等を設置する場合は、事業実施の説明時に同様なミスがないよう指示を徹底するとともに、実証ほ設置中における状況確認と実績報告書に係る検査を複数人数で行うなど、チェック体制を強化することとした。	食の安全・安心推進課
100	結果	安全・安心で日本一健康な土づくり農業推進事業費	[稲わらの広域流通活動主体への補助について] この事業は計画段階ですでに収支がマイナスである。事業者が赤字覚悟でこの事業を実施したいとの意向であったため支出を決定したとのことであるが、補助金を活用しても収支がマイナスということは経済合理性がない。事前に計画の練り直しを求める等の対応が必要であったと考えられる。 実績を見ると、計画段階よりもさらに収支のマイナスが拡大している。 計画と実績の乖離については、事業者に対しその要因を詳細に分析したうえで実績報告書への正確な記載を行うよう求め、次の機会に役立てていく必要がある。	当該事業は平成22年度で終了したが、今後、同様な事業を実施する場合、収支がマイナスにならないように計画の練り直し等の対応を行うほか、計画と実績の乖離があった場合には、実績報告書にその要因等を明確に記載させることとした。	食の安全・安心推進課
101	意見	安全・安心で日本一健康な土づくり農業推進事業費	[低コスト施肥転換実証ほ実績報告書の提出時期について] 「青森県安全・安心で日本一健康な土づくり農業推進事業 低コスト施肥転換実証ほ設置要領」において、地域農林水産部長は、実績報告書を当該年度の12月末日までに食の安全・安心推進課長へ報告することとなっている。しかし、にんにくについては秋に植え付け、春から夏に収穫する作物であるため当該年度の12月末日までには結果が出ない。 県の主要作物であるにんにくについて、栽培時期と実績報告書の提出期限が最初から整合していないのは望ましくなく、栽培時期に対応した提出期限を定めておくべきである。	当該事業は平成22年度で終了したが、栽培時期と実績報告書の提出時期との整合については、今後、同様の事業を実施する場合、不都合が生じないよう設置要領を制定することとした。 なお、にんにくの実績報告書は平成23年12月8日に提出され、指導に活用できるよう、追加の成績書を作成し、平成24年3月に関係機関等へ配布した。	食の安全・安心推進課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
102	意見	日本一健康な土づくり農産物情報発信事業費	<p>[野菜ソムリエの活動状況について]</p> <p>消費者への情報発信として、園地招待会が十和田市で開催された。招待された野菜ソムリエは県内から9名、県外(首都圏)から3名であった。県外からの3名は調理師2名、栄養士1名であり、その後PRイベントにも参加し、試食やレシピ配布、自身のブログで園地招待会やPRイベントの紹介等の活動を行った。一方県内の9名(うち1名はあおもり野菜ソムリエの会事務局幹事)については出席者名簿上保有資格が記入されておらず、また園地招待会後の具体的な活動は把握されていない。</p> <p>この点について、首都圏へのPRに注力したため県内野菜ソムリエの活動については把握していないとの認識である。しかし県内野菜ソムリエゆえに首都圏消費者へのPRが不可能とは言い切れない。逆に、首都圏へのPRには首都圏の野菜ソムリエを起用するという方針であれば、最初から園地招待会に県内ソムリエを首都圏ソムリエの3倍もの人数で招待する必要はなかったのではないかとも言える。</p> <p>事業の有効性の観点から、県内野菜ソムリエによる消費者へのPR活動の状況を把握することが必要である。</p>	平成24年3月に、県内野菜ソムリエ参加者の過去のホームページを確認しPR活動の状況を把握したほか、平成24年度開催予定の野菜ソムリエに係るイベント時に情報交換の場を設け、積極的にPR活動を行うよう依頼することとした。	食の安全・安心推進課
103	意見	日本一健康な土づくり農産物情報発信事業費	<p>[補助金の交付決定の取消について]</p> <p>A事業者から、販売する農産物の箱に健康な土づくりに関する取組みを表示して、消費者への情報発信活動を行うとして、それに係る経費の一部について日本一健康な土づくり農産物情報発信事業補助金の交付申請があり、交付を決定した。ところがその箱の一部、県内市場から購入した農産物が混入されて販売されたとの情報が県広報広聴課から食の安全・安心推進課へ回付され、確認調査の結果、交付決定した内容と異なるため、青森県補助金等の交付に関する規則第15条に基づき交付決定を取り消した。</p> <p>今回は広報広聴課への情報提供をきっかけに問題発見に至ったが、発見されなければ補助金の不正受給につながる事案であった。また、県の推進する「日本一健康な土づくり」に対する消費者の信頼を損なう恐れもあった。</p> <p>このような、一般に事業者が補助事業の趣旨に添わない行為をとりうる可能性については、部内のみならず県庁全体で認識の共通化を図り、予防の仕組みを整えることが必要である。</p>	<p>庁内での情報共有により、事業実施主体に対して交付決定を取消し、不正を未然に防ぐことができたものと理解している。</p> <p>当該事業は平成22年度で終了したが、今後も同様な事業を実施する場合は、補助事業の目的を認識させ、補助事業の趣旨に添わない行為があった場合は、交付決定の取消を含む措置を講じることを指導するなど、事前の対策を強化していく。</p>	食の安全・安心推進課
105	意見	あおもりの新たな水田農業モデル実証事業費補助	<p>[飼料用米について]</p> <p>飼料用米の作付面積は大幅に増加している。これについて飼料用米が国の水田活用向上事業の対象として10ha当たり80千円が交付されたことが大きく影響している。農家の所得は当該交付金の如何によるという状況である。</p> <p>国の財政が危機的状況に陥っている以上、今後も同水準での交付が継続されるか不透明と言わねばならない。交付金が減額されても農家の所得が確保できることを目指して、需要拡大及び低コスト化のための取組みを早期に開始することが不可欠である。</p>	平成24年から新たに「新規需要米の生産・流通支援事業」を実施するなど、今後、国の交付金の水準が見直された場合でも、自立した水田農業経営により農家所得が確保できる飼料用米の生産に取り組むため、団地化、専用品種の導入や直播栽培、効率的な防除体制等を組み合わせた超省力栽培の実証、生産・流通体制の整備を進めることとした。	農産園芸課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
105	意見	あおもりの新たな水田農業モデル実証事業費補助	[米粉用米について] 米粉用米についても飼料用米と同様、国の水田利活用向上事業の対象として10ha当たり80千円が交付されている。それにも関わらず飼料用米ほどには作付面積が伸びていない。 今後、米粉用米においても主食用米と同様に産地間競争となる可能性も否定できない。そこで県が米粉用米において主要産地の地位を占めるためには、迅速かつ積極的な方策が望まれる。	平成24年度から新たに「新規需要米の生産・流通支援事業」を実施するなど、米粉用米の生産拡大に向けて、生産者と消費者の協働による米粉用米の利用拡大を図るため、農業団体による米粉の消費拡大運動、消費者大会・産業祭り等での米粉製品のPR活動の実施、消費拡大フォーラムの開催、実需者との意見交換など、需要開拓の取組を進めることとした。	農産園芸課
107	結果	マーケティング重視型「冬の農業」チャレンジ事業費補助	[公募事業の選定委員について] 公募事業の選定委員は外部5名と担当課の課長である。外部の選定委員には、県内外の農業事情や農業者等の取組みに精通し、取組者に対し助言指導できる方に委嘱しているとのことである。 県内の農業事情を大局的に把握しうる人材に見受けられるが、他県の状況や流通・消費動向に詳しい委員がいない。また、社団法人青森県物産振興協会から2名の委員委嘱が必要かどうかの疑問も残る。 マーケティング重視をうたう以上、消費者の嗜好に詳しい人材や売れる仕組みを助言できる人材に委嘱することが望まれる。	当該事業は平成23年度で終了したが、今後、マーケティングを重視した同様の公募事業を実施する際には、消費者の嗜好に詳しい人材や売れる仕組みを助言できる人材(百貨店や量販店のバイヤーなど)にも委員委嘱することとした。	農産園芸課
109	意見	あおもり和牛能力向上推進事業費	[事業の費用対効果について] 基幹種雄牛の造成には数年以上を要し、ある年度の支出の成果が数年後に現れることになるため、費用対効果が把握しにくい。 効果の面では、家畜市場における子牛価格は一つの指標と考えられるが、一方で子牛価格は飼料価格や牛肉消費等の動向にも左右される。 費用の面では、県の事業費以外に県産業技術センター畜産研究所での費用が発生しており、畜産研究所の運営に要する経費は県からの運営費交付金でまかなわれている。 本事業の有効性を評価するには費用対効果を適時かつ正確に把握できるよう、費用と効果のそれぞれについて定義と集計範囲を明らかにする必要がある。	県事業費等及び家畜市場における黒毛和種の子牛等の価格から費用と効果を算定する手法を検討することとする。	畜産課
111	意見	産業動物獣医師修学資金給付事業負担金	[公務員獣医師の継続的な確保について] 修学資金受給者が実際に県の公務員獣医師となるという成果が得られている。ただ、今後も継続的に公務員獣医師を確保していくためには次のような課題があると考えられる。 社団法人中央畜産会の修学資金事業を活用して同会と県とで経費を折半する方法は、他県でも同様の仕組みがあり県独自のものではない。したがって、学生にとっては、他県と比較して県の利点とはなりにくい。 また、社団法人中央畜産会の修学資金はもともと農林水産省に由来する資金であることから、県の農林水産系の部局に就職することが要請される。しかし公務員獣医師を必要とする部局は農林水産部門だけでなく、公衆衛生部門等にもある。現状では農林水産部で採用された獣医師が他の部へ異動することは基本的にないとのことであるが、獣医師が多様な職務に従事できるようになれば、県が学生にとって魅力ある職場になりうるとともに、県公務員の人材活用にもつながる。修学資金の受給者は受給期間の1.5倍の期間、農林水産部に勤務することが条件となっているが、これを経過した後は柔軟な人事異動が望まれる。	県では「青森県獣医師確保プラン」を策定し、獣医師職員について、健康福祉部と農林水産部との間の部間異動や人事交流の活性化を図ることで、職員がより意欲を持って分野で活躍できるよう配慮し、他分野での経験を活かした幅広い知識と視野を持った職員の育成を図っていくこととした。	畜産課 (人事課)

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
113	意見	さけ・ます資源増大対策調査事業費	〔調査サンプルの設定について〕 標識魚が少ないために、標識魚水揚げ状況調査では標識魚が捕獲されることが少ない。正確な調査結果を得るためには標識魚を増やすのか、または河川別の調査結果を十分に得られないことから標識魚を取り止めることが望ましい。	調査を担っている県産業技術センター内水面研究所と調査手法を検討のうえ、平成25年度当初予算の編成過程で検討することとする。	水産振興課
115	意見	さけ・ます種苗放流事業費	〔事業費に対する県費投入の見直しについて〕 青森県では、さけの母川回帰性を利用して、さけの種苗放流を近年130,000千尾実施している。しかし、さけの漁獲高は平成22年に持ち直したものの減少傾向にある。 県の「攻めの農林水産業」推進基本方針では、沿岸漁業の振興方向として「科学的知見に基づいた資源管理型漁業やつくり育てる漁業の推進による水産資源の維持・増大」を掲げており、さけの放流事業は推進基本方針に合致するものである。 しかし、平成18年度以降国が負担しなくなり、平成23年度以降国庫補助金も交付されなくなるため、経費の負担関係をめぐり転換期に来ているといえる。 さけの漁獲高が減少傾向にあり、県の負担割合が高く、県費が多額に投入されていることから、放流尾数を削減する、または受益者たる沿岸漁業者の負担金を引き上げる等の見直しが必要である。	さけについては、広域的な回遊魚であることから、種苗放流事業については、道県を超えた広域的な検討が求められる。国では、平成23年度から高品質なさけ・ます資源の効果的な造成を図るため、放流種苗に標識を施し、資源の造成適地を把握するための調査を実施し、当該調査等の結果を踏まえ、放流費用負担の調整を図ることを目的に広域調整協議会を開催している。県では、当該協議会に参加し、広域的な検討に加わり、ともに、県内の関係団体と今後の方向性について協議していく。	水産振興課
118	意見	しじみ増殖技術開発事業費	〔事業推進体制及び費用負担について〕 県の「攻めの農林水産業」推進基本方針では、内水面漁業の振興方向として「全国で有数の生産量を誇るシジミ資源の維持・拡大」を掲げており、事業の内容は合致している。 しかし、しじみの漁獲量は、小川原湖漁協・十三漁協・車力漁協で県内の漁獲高のほぼすべてを上げている。このため、事業の効果はこの3漁協に限定される。 そのうえ、事業内容は種苗生産・放流技術開発・減耗要因の解明と減耗対策の確立といった漁獲量を増やすための実証研究である。基礎研究であるならば県の費用負担も考えられるが、漁獲高の増加に直結する手法に関する実証研究は漁獲をする漁協も費用負担すべきである。 3漁協は、当該事業に参加しており調査時の作業員、種苗放流用の水槽及び事業用のシジミの無償提供等を行っているものの費用負担はないことから、3漁協に役務負担等のみではなく費用負担を求めるべきである。	当該事業は平成22年度で終了したが、県行政としての広域性や受益者の負担割合の考え方については、今後同様の実証事業を実施する際の参考とする。	水産振興課
121	意見	県産あゆ資源造成事業費	〔事業費全額に対する県費投入の是非について〕 当該事業により構築されたあゆ種苗の生産体制には、明確な受益者がいることから事業費の応分の負担を求めるべきである。 あゆ資源造成事業はアユの増殖に資するものであり事業の必要性は十分有しており一定の県費投入は認められる。しかし、明確な受益者がいるため全額県費投入の必要はなく受益者に応分の負担を求めるべきである。 あゆ種苗の生産体制は、県が負担する標識放流及び大量放流の一部によるあゆ稚魚販売収入を含めて独立採算が取れる見込みであることから、鱸ヶ沢町に収支の改善を求め、県の負担を減らしていく必要がある。また、赤石水産漁協も受益者となることから、赤石水産漁協も一定の経費負担または役務負担を負うことが望ましい。	種苗生産コストの削減による収支改善を求めるとともに、関係漁協に対して種苗生産経費の一部負担を求めていくこととする。	水産振興課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
123	意見	ひらめ栽培漁業推進事業費	<p>[事業費に対する県費投入の見直しについて]</p> <p>県栽培漁業計画では、ひらめは、平成21年度では(E)事業化実証期(種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する段階)にあり、平成26年度には(F)事業実施期(持続的な栽培漁業が成立する段階)になるとしている。</p> <p>しかし、種苗の生産・放流体制の開始から20年が経過して、種苗の生産・放流体制が整備され、放流による効果を実証されているにもかかわらず(E)事業化実証期に留まっているのは、経費の低減が不十分ということになる。</p> <p>県は、(公社)青森県栽培漁業振興協会の経費の大幅な低減を指導して、(E)事業化実証期から(F)事業実施期に移行させることが必要である。事業の独立採算により補助金をなくすことが求められる。</p>	(公社)青森県栽培漁業振興協会に対し、ヒラメ種苗生産経費の削減を指導しており、補助金については、平成27年度まで継続する予定であるが、平成28年度には見直すこととしている。	水産振興課
126	意見	青森ほたて生産・販売実証事業費	<p>[事業の必要性について]</p> <p>当該事業は大型貝生産実証及び検討会並びに高価格販売実証からなる。</p> <p>大型貝生産実証及び検討会のように県が養殖業者に養殖用器材の一部(1,496千円)を提供して生産を依頼するようなことは過剰な支援といえる。このため、大型貝生産実証及び検討会の事業の必要性は低いと考える。</p> <p>高価格販売実証は、活ほたてがいの長距離輸送を行うことにより販路を開拓するための事業であるが、販路の開拓は平内漁協等の各漁協が行うことであることから、活ほたてがいの長距離輸送についての実証実験は販路の開拓の受益者である平内漁協の負担によって行うべきである。</p> <p>高価格販売実証のように県が輸送試験用酸素供給器材(389千円)を購入して室内実験を行うことは過剰な支援といえる。よって、高価格販売実証の事業の必要性は低いと考える。</p>	当該事業は平成23年度で終了したが、事業の必要性については、今後、同様の事業を実施する場合の参考とする。	水産振興課
128	意見	青森天然ひらめブランド強化事業費	<p>[事業の必要性について]</p> <p>県は、実際の輸送時の温度変化を明らかにするために、青森天然ひらめ供給協議会に輸送実証試験に使用する自記式温度計(720千円)等を補助金として交付した。</p> <p>しかし、当該補助金は、流通段階の実証試験に係るものであることから、県の「攻めの農林水産業」推進基本方針である沿岸漁業における水産資源の維持・増大等とは関連がない。また、実証実験は、青森天然ひらめ供給協議会の構成員である漁協に受益者が限定されるため、受益者が負担するべきである。</p> <p>よって、当該事業の必要性は低く、当該補助金の支出は適当ではないと考える。</p>	当該事業は平成22年度で終了したが、事業の必要性については、今後、同様の事業を実施する場合の参考とする。	水産振興課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
131	意見	おいしい果物産地振興整備事業費	<p>[事業の効果について]</p> <p>特産果樹の収穫量及び生産量は伸び悩んでいる。生産拡大を目的とした事業である以上、本事業の成果は限定的と言わざるを得ない。</p> <p>本事業は、りんご農家がりんご以外の果樹を生産することによって、りんごの作況や価格変動の影響を和らげる意図もある。しかし、現状では、県の補助がなければこのリスクヘッジ的な役割も成り立つものではなく、事業本来の目的は達成されていない。</p> <p>したがって、県の特産果樹振興策は、産品の高利益率化(高品質化、高付加価値化、低コスト化を目的とした設備投資など)に絞った支援とする必要がある。</p> <p>また、特産果樹の振興事業については、生産量の拡大を目標に掲げることも誤りであると考えられる。最終的には量的拡大を目指すにしても、まずは特産果樹(のある品目)を少量でも高利益率の産品として確立しなければ、多くの農家が生産に参画しないことは自明である。生産量の拡大はその次のステップで掲げられる目標である。</p> <p>県では、これらの対応策として、平成23年3月に策定された「青森県果樹農業振興計画」(目標年度平成32年度)において品種構成目標を掲げ、また生産体制や販売方法など改善にも取り組んでいくこととしている。平成23年度以降確実に実行されたい。</p>	当該事業の組替え後の事業(特産果樹産地育成・ブランド確立事業費)において、農家の所得向上を図るため、売れ筋品種への転換や高品質生産に向けた雨よけハウス、防風網及び簡易選果機等の導入を支援していくこととした。	りんご果樹課
133	結果	おいしい果物産地振興推進事業費	<p>[地区推進活動の関係経費について]</p> <p>検討会や調査における支出内容の中には、研修会開催時における昼食代や飲み物代などの経費も含まれている。これらについては、補助金の要綱で定める補助対象経費としては確かに認められるものであるが、特産果樹の生産量等が伸び悩んでいる現状に鑑みると、この補助金がどうやって特産果樹の生産拡大に結び付くのか不明瞭である。</p> <p>なお、平成23年度の特産果樹にかかる生産振興事業では本事業のようなソフト面の支援事業は廃止されている。</p>	当該事業における、研修会開催経費の補助などのソフト面の支援事業は、組替え後の事業(特産果樹産地育成・ブランド確立事業費)では廃止し、今後は、特産果樹の導入促進や、より安全・安心な果実の生産拡大を図るため、苗木購入や雨よけハウス導入などのハード面の支援事業のみを実施していくこととした。	りんご果樹課
136	結果	県産材販売促進ステップアップ事業費補助	<p>[補助金の効果について]</p> <p>本事業における補助金について、「事業の具体的な内容」に記載されている取組が、事業の目的、すなわち認証県産材の流通量増加と整合しているとは考えられない。</p> <p>また、事業実績書には、「県産材を使用するにあたり、品質管理の徹底及び納品の迅速化が図られていないなど、材木店・工務店及び一般消費者等の需要者側からの声が多い」とある。しかし、これについては、県が関与することによる利点は認められず、本質的に民間事業者が自らの負担で措置すべき事柄である。</p> <p>さらには、本事業は民間事業者が行う事業の一部を助成するものであるが、事業費の約30%を県が補助するものであることから、補助効果そのものも低いものである。</p> <p>本事業の補助金については、県産材の流通量の定量的目標と所要達成期間を明確に定め、期間内に目標達成できない場合には、「事業の具体的な内容」に記載されている取組のそれぞれについて、廃止又は方法の再検討を行うべきである。</p>	当該事業は平成23年度で終了したが、県産材の流通量の定量的目標や達成時期を定めることについては、今後、同様の事業を実施する場合の参考とする。	林政課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
139	結果	県産スギ需要拡大緊急対策事業費	<p>[県産スギ需要拡大PR委託業務の効果について]</p> <p>県産材エコポイントの申請件数は、計画を大きく下回った。これは本事業におけるPR効果、すなわちテレビ・ラジオ・新聞を通じた宣伝効果がほとんどなかったということでもある。</p> <p>県産材エコポイントへの参加促進を周知する方法として、あるいは、県産スギの需要拡大を訴える方法として、不特定多数向けのメディアを利用することはそもそも効果を期待し得ないのではないかと考えられる。</p> <p>住宅購入者の人々に直接向き合う工務店や大工などに利用促進を訴えることを重点的に実施した方が効率的かつ効果的である。</p> <p>さらに、住宅建築に使用する木材に県産材を用いるかどうかを住宅購入者に提案する工務店や大工などの施工業者にメリットがほとんどないというのは制度上の瑕疵と言わざるを得ない。制度的効果を向上させるためにも、最も県産材の需要を左右する工務店や大工など施工業者のメリットは考慮する必要がある。</p>	<p>平成24年度からは、住宅情報誌への重点的な広報に加え、住宅購入者に直接向き合う工務店や大工などに関係資料を直接送付することとした。</p> <p>また、大工・工務店への訪問活動の際に、大工・工務店が交換商品提供者となるメリットがあることを説明することとした。</p>	林政課
140	意見	県産スギ需要拡大緊急対策事業費	<p>[県内新築住宅におけるエコポイント申請割合について]</p> <p>木造住宅におけるエコポイントの申請割合は3.0%であり、木造住宅を建てた人の多くはエコポイントを申請していない。本事業は、平成22年度から開始したものであるが、それを割り引いても低い数字であり、本事業が、県産材の使用量増加に貢献しているかどうかは判然としない。エコポイント発行の条件(採択基準)が厳しすぎて県産材を使用したにもかかわらずエコポイントが発行されなかった例が多分にあるのではないかと。</p> <p>この点について、県では条件の緩和を既に実施しているとのことであるが、このような条件を考える際には、このエコポイントのおかげで県産材を使用しなかった人が県産材に乗り換えるような境界を見極めた基準とすべきである。決して、机上の数字のみで決定することがないよう要望する。</p>	<p>当該事業は、平成22年度途中から採択基準を緩和して実施しており、平成24年度で終了する予定であるが、実績等を検証し、今後、同様の事業を実施する場合の参考とする。</p>	林政課
144	意見	寒冷地型植物工場技術開発普及促進事業費	<p>[情報の集約化・共有化と活用]</p> <p>植物工場に関しては、農業担当部門もしくは商工担当部門のどちらか一方だけで事業を進めるのではなく、それぞれの部門がそれぞれの役割や強みを活かして事業を行うことにも意義があると考えられる。ただし、そのためには、それぞれの部門の役割が明確になっていることと、情報の共有化や集約化、そして問題意識の共有化が適宜図られていることが重要である。</p> <p>青森県では、産業技術センターが設置するあおもり型植物工場コンソーシアムに参画して、情報の共有化に努めている。ここで重要なのは、得られた情報を、農業担当部門と商工担当部門が共有するだけでなく、その情報を植物工場の実用化に向けて役立てることである。現状においては、コンソーシアムの活動は平成24年3月31日までとされており、その後の対応は今後決定していくとされている。平成24年4月1日以降についても、その点を踏まえて対応を図っていく必要がある。</p>	<p>植物工場の事業化に向けた取組として、平成24～25年度の事業において、商工部門では、導入実現性の高い技術の検討(植物工場関連産業支援事業)、また農業部門では参入意欲の高い農業者等への実践研修(寒冷地型植物工場モデル総合実証事業)を行うこととし、明確に役割分担するとともに、情報や問題意識の共有化を図って対応することとした。</p> <p>また、平成24年度からは、地域産業課が主催する「植物工場関連産業推進研究会」に、23年度で終了した「あおもり型植物工場コンソーシアム」の会員も統合する形で組織化したほか、農林水産部関係各課も参加して植物工場に関する課題や問題意識を共有化し、平成25年度以降の植物工場に関する事業展開の検討を行っていくこととした。</p>	農林水産政策課

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
148	意見	農山漁村ウーマン・プレジデント育成事業費	<p>[補助金交付のタイミング]</p> <p>育成補助金の交付先の決定にあたっては、応募者のプレゼンテーションなど、様々な審査業務が行われているが、これらを前倒しにして交付決定日を早め、事業完了日までの期間をより長くすることが望ましいと考える。</p> <p>補助事業の実施にあたっては、農林水産資源を活用する取組であることが要件の一つとして定められているが、農林水産資源を活用する以上、季節性を考慮する必要性は高いと考える。</p> <p>用途をみると、どの事業者も機械施設整備費に充当する割合が高くなっている。補助対象経費に含めている以上、機械施設整備費に充当すること自体は問題ではないが、補助対象となる期間が短いと、事業活動に対する経費よりも設備購入資金に充当する割合が高くなってしまいう可能性も考えられる。</p> <p>今後も、交付決定日は可能な限り前倒しにして、補助金の交付対象となる期間をより長くすることが望ましい。</p>	<p>当該事業は平成23年度で終了したが、後継事業である「農山漁村の元気な女性活動促進事業」では、一層の審査業務等の前倒しに努め、平成24年8月31日に交付決定した。</p>	農林水産政策課
150	意見	農山漁村ウーマン・プレジデント育成事業費	<p>[成果の把握]</p> <p>育成補助金について県は、補助金交付先の状況の把握を定期的に行うことが望ましい。このことは、補助金を交付した成果を把握するという意味でも重要であるが、情報の収集という意味でも重要である。</p> <p>様々な情報を収集して分析を行い、その結果を今後活用できるような仕組みを整えておくことも県の役割の一つと考える。</p>	<p>補助事業者の起業活動の実態について、平成24年5月に調査を実施した。</p> <p>また、後継事業である「農山漁村の元気な女性活動促進事業」では、活動実態の報告を事業実施要領に定め、事業完了後3年間報告させることとした。</p>	農林水産政策課
152	結果	あおり食産業連携強化促進事業費	<p>[食産業連携共同プロジェクト実践活動の成果の把握について]</p> <p>本事業は、県が最終試作品を買い上げることが目的ではなく、県が最終試作品を買い上げる方法により、一定の資金を負担することで、事業者が新たな事業に挑戦することへのハードルを下げることに意義がある。</p> <p>ただし、当該事業の成果は、事業者が新製品の販売を実現させて、事業を拡大することができたかどうかである。新製品の販売とその成功はあくまでも事業者の責任ではあるが、県も事業者のサポートを行った以上、その結果を確認しておく必要がある。製品化が実現したものは、その後の売上の状況まで確認しておくことが望ましく、また、製品化を断念したものに対しても、どのような課題があったのかを把握しておくことが望ましい。</p> <p>県が行った事業の成果を明確にするためにも、各事業者が具体的にどのような対応を図ったかについては、定期的に追跡調査を実施することが望ましい。</p>	<p>平成22年度に実施した「食産業連携共同プロジェクト」については、平成23年7月に加えて、平成24年2月に追跡調査を実施した。</p> <p>今後も、成果と課題を詳細に把握するため、年2回の追跡調査を実施することとした。</p>	あおり食品産業振興チーム



平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
156	意見	農商工連携基礎調査支援事業費(農商工連携促進事業費)	<p>[あおり農商工連携基礎調査事業費補助金について]</p> <p>基礎調査補助金は、平成21年度は6件、平成22年度は7件の補助を行っている。平成21年度の6件については、1件がファンド事業へ発展し、2件が事業化へ発展している。事業化へ発展した2件の内1件は雇用創出につながっている。平成22年度の7件については、4件が事業化へ発展している。このような助成事業者の追跡調査は今後も継続する必要がある。</p> <p>平成21年度からスタートした基礎調査補助金を中心とする農商工連携事業基礎調査支援事業は、平成23年度から、地域ぐるみ型農商工連携推進事業費補助金を中心とする地域ぐるみ型農商工連携支援事業へと展開している。</p> <p>補助金の交付対象の見直しは行われているが、基礎調査補助金と地域ぐるみ補助金は継続性が認められるものである。基礎調査補助金の交付の成果の把握は引き続き行っていく必要があり、その結果を地域ぐるみ補助金の運用に活かしていく工夫が求められる。</p>	平成21～22年度に実施した農商工連携基礎調査支援事業の助成事業者の追跡調査を継続することとし、また、平成23年度から実施している地域ぐるみ型農商工連携支援事業においても追跡調査を行うこととした。	新産業創造課 (地域産業課へ業務移管)
158	結果	農商工連携等販路拡大支援事業費(農商工連携促進事業費)	<p>[販路拡大大業務に対する今後の県の対応について]</p> <p>プロモーションの結果、7団体の計7つの商品について、販路の拡大が顕著に図られたことは当事業の具体的な成果といえるが、さらに重要なことは、プロモーションの結果の確認を今後の県の施策にどのように活かすかということである。</p> <p>実績報告書に示されている新商品等の販路拡大を図る上での課題は、生産者が解決すべきものではあるが、県としても販路拡大を推進するのであれば、可能な範囲でサポートをする余地はある。県がサポートする場合には、どこまで関与するかという課題が生じるが、県として、販路拡大を図るという方向性を示している以上、中途半端な対応に終わらせてしまうことは不効率・不経済である。少なくとも実績報告書の指摘を受けて、県がとり得る対応を検討していくことは必要である。</p>	実績報告書に示されている新商品等の販路拡大を図る上での課題については、県庁内の農商工連携に関係する各課で構成する農商工連携推進会議で周知を図り情報共有したほか、県内6カ所で開催しているABC(アグリビジネスチャレンジ)相談会においても、情報提供し、事業者のサポートに活用することとした。	新産業創造課 (地域産業課へ業務移管)
161	結果	ニーズ対応型食品加工業振興事業費	<p>[コーディネートに対する今後の県の対応について]</p> <p>商品開発について成果が上がるかは重要であるが、同様に、業務報告書に示されている課題を今後の県の施策にどのように活かすかということも重要である。</p> <p>業務報告書にはプロジェクト立ち上げに至る経過及びプロジェクトの現段階の進捗から見られる商品開発のポイントについての記述がなされている。これらのポイントは、事業者が留意すべきものではあるが、県としても県内事業者の企画力の向上を図るのであれば、可能な範囲でのサポートをする余地はある。</p> <p>県がサポートする場合には、どこまで関与するかという課題が生じるが、中途半端な対応に終わらせてしまうことは不効率・不経済と考える。少なくとも業務報告書の指摘を受けて、県がとり得る対応を検討していくことは必要である。</p>	商品開発プロジェクトの立ち上げ後のサポートについて、コーディネート業務委託先に対し、委託業務終了後も現状把握と支援を実施するように依頼し、商品化に向けたアフターフォローの体制を整えた。	新産業創造課 (地域産業課へ業務移管)

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
165 (144)	意見	植物工場立地促進事業費	〔情報の集約化・共有化と活用〕 植物工場に関しては、農林水産政策課は農業従事者の立場から、新産業創造課は「産業」との位置付けから、それぞれ植物工場のあり方を検討していくことにも意義があると考えられる。ただし、この場合に重要なのは、新産業創造課と農林水産政策課のあいだで、情報だけではなく植物工場に関する課題や問題意識も共有化し、両課の検討のもと、県の今後の施策を決めていく必要がある。	植物工場の事業化に向けた取組として、平成24～25年度の事業において、商工部門では、導入実現性の高い技術の検討(植物工場関連産業支援事業)、また農業部門では参入意欲の高い農業者等への実践研修(寒冷地型植物工場モデル総合実証事業)を行うこととし、明確に役割分担するとともに、情報や問題意識の共有化を図って対応することとした。 また、平成24年度からは、地域産業課が主催する「植物工場関連産業推進研究会」に、23年度で終了した「あおり型植物工場コンソーシアム」の会員も統合する形で組織化したほか、農林水産部関係各課も参加して植物工場に関する課題や問題意識を共有化し、平成25年度以降の植物工場に関する事業展開の検討を行っていくこととした。	新産業創造課 (地域産業課へ業務移管)
170	意見	農商工連携支援基金助成事業費	〔基金事業利用者掘り起しのための具体的な対応〕 多額の次年度繰越金の発生は、基金への貸付者である独立行政法人中小企業基盤整備機構の資金引き上げにつながる可能性もあり、農商工連携の創出・促進を図るといふ県の政策の成果を上げるためには、基金事業利用者の掘り起しが重要となる。 今後は、基金事業利用者の掘り起こしと、利用予定者への事前の計画指導を具体的にどのように進めていくかという点が重要である。基金は創設2年目で、まだ日は浅いが、生じている課題に対しては迅速に対応を図っていくことが望ましい。	ファンド運営主体である独立行政法人青森県産業技術センターと密接に連携し、公募については、報道機関への公募開始の掲載依頼や関係機関や金融機関、関係する県の会議・イベントでの公募パンフレットの配布による周知を継続するとともに、平成24年度は新たに県の広報番組やメルマガなどを活用し、利用者の掘り起こしを図ることとした。 また、産業技術センターでは、農商工連携の取組を担当する部門を新設したほか、ファンド事業の取組実施者毎に担当を割り当て、事前の計画指導や商品開発の技術相談に対応することとした。	新産業創造課 (地域産業課へ業務移管)
171	意見	農商工連携支援基金助成事業費	〔経営革新助成事業の成果について〕 経営革新助成事業の本当の成果は、事業者が事業化したものが軌道に乗り、事業者の業績に寄与することにある。基金の成果を総括するための目標としては、長期目標を掲げることにも意義はあるが、基金の終了年度にこのような対応を図るだけでは、その成果を今後の施策に十分に活かすことができない可能性もある。中小企業者等や農林漁業者の現状は定期的に把握し、活かせる情報はその後の施策に取り込んでいくことが望ましい。	年度における実績報告を取りまとめる際に、各助成事業者に対する取組成果や現状を聞き取りし、現状把握に努めており、今後とも継続することとした。 また、産業技術センターでは、農商工連携の取組を担当する部門を新設し、事業化への課題解決に対するフォローアップを行うこととしたほか、県庁内の農商工連携に関係する各課で構成する農商工連携推進会議でも情報提供し、各課の取組に反映させることとした。	新産業創造課 (地域産業課へ業務移管)

平成23年度包括外部監査結果の対応状況

報告書頁	結果意見	監査項目	監査の結果又は意見の内容	対応状況	監査対象所属
173	結果	農商工連携型中小企業組合設立支援事業費補助	<p>[農商工連携フォーラムに対する補助の必要性]</p> <p>平成22年度のフォーラムは物販イベントの性格が濃く、「農商工連携型中小企業組合」の設立機運を高めるといった目的との関連性が明確ではなく、組合設立の促進につながる試みといえるのかについては疑問である。</p> <p>フォーラムは、イベントとしては一定の成功を収めているようであるが、この来場者をどのようにして組合設立の促進に結び付けようとしていたのか、その後の展開への対応も不明確となっている。通常の物販イベントとの違いがみられない以上、他の物販イベントで組合の存在をPRする方法でも代替が可能ではなかったかと考える。</p> <p>今後も同様の趣旨でフォーラムの開催を続ける意向であるのならば、かつ、県として補助を続ける必然性があるとするのであれば、青森県中小企業団体中央会に対して、組合の設立機運の高まりに結び付くような、新たな工夫を求めていくことが望まれる。</p>	<p>平成23年度の後継事業からは、設立組合の一般消費者等への情報発信の場とする「組合ブランド発信フェア」と、「食」産業型組合の創業促進を図るための「組合設立フォーラム」を別に開催しており、青森県中小企業団体中央会に対しては、「食」産業型組合の設立の更なる機運醸成につながる内容での実施を依頼した。</p>	商工政策課
174	意見	農商工連携型中小企業組合設立支援事業費補助	<p>[農商工連携フォーラムのコスト]</p> <p>青森県中小企業団体中央会は、支出項目レベルまで予算どおりに支出していた。予算額どおりに支出していることで、支出削減のための努力をしているのかについては疑問の残るところである。</p> <p>県としては、今後も補助を継続するのであれば、支出額の経済性や効率性により留意するよう、指導していくことが望ましい。</p>	<p>青森県中小企業団体中央会に対し、経費の縮減や効率的な執行に努めるよう指導した。</p>	商工政策課
182	意見	社団法人青森県物産振興協会について	<p>[今後の役割と県との関係]</p> <p>社団法人青森県物産協会は、部門を公益と収益に区分した上で公益部門は公益社団法人に収益部門は株式会社に再編する方針となっている。しかしながら、もともと行財政改革の一環として、物産振興団体や生産団体の力を結集した販売システムを構築する目的で、2つの団体が統合された経緯を踏まえると、再編によって再び分割するという事は、2つの団体を統合した目的である「結集力」が弱まるのではないかという懸念が生じる。そのような状況を避けるためにも、再編が実現した場合には県と公益法人さらには株式会社との密な連携が必要となる。</p> <p>公益法人は、県（総合販売戦略課）との業務の重複等为了避免するためにも、業務分担の明確化が必要となる。業務分担が不明確のままだと、公益法人そのものの存在意義が問われることになる。</p> <p>一方、株式会社はアンテナショップの運営等を行うとしているが、株式会社である以上採算を重視して業務を行う必要があるが、県としてはアンテナショップの意義も達成しなければならない。如何に採算と公益的部分を両立させるかが重要となる。この点については、県アンテナショップの業務委託のあり方にも影響を与えることになる。</p>	<p>県、公益法人及び株式会社では、平成24年4月1日付けで三者協定を締結し、県産品の販売促進活動において連携を強化していくこととした。</p> <p>また、県と公益法人の役割分担については、平成24年4月24日に、三者による県産品販売活動連携協定に基づく打合せを行い、県は、総合販売戦略の推進、県産品情報の総合発信、マーケティング活動の支援など、県産品振興に係る総合的な施策の推進を担い、公益法人は、事業者育成や、物産展開催による県産品情報発信など、産直・加工グループの支援などを担うこととした。</p>	総合販売戦略課 (社団法人青森県物産振興協会)